租税特別措置法施行規則の一 部を改正する省令新旧対照

改

正

第四十条の四 (専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の範囲等) 省 略

めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。 法第九十条の十二第一項第四号イに規定する乗用自動車で財務省令で定 2 6

窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 ガス車認定を受けたものであること。 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の かつ、 低排

を除く。)の基準とする。 めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ(粒子状物質に係る部分 に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定 法第九十条の十二第一項第四号イ⑴に規定する平成三十年十月一日以降

10 する自動車とする。 下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、 法第九十条の十二第一項第四号ロに規定する車両総重量が三・五トン以 次の各号に掲げる要件に該当

次に掲げる自動 車 の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するこ

十一条第一項第三号イの表の②から⑷までに掲げる自動車の種別に応 ①に規定する平成三十年揮発油軽中量車基準をいう。以下この条にお いて同じ。 平成三十年揮発油軽中量車基準 かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で)に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四 (法第九十条の十二第一項第四号イ

12 11 法第九十条の十二第一項第四号ハに規定する車両総重量が三・五トン以 略

(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車の範囲

改

正

前

表

第四十条の四 同 上

2 6 同 上同 上

7

ガス車認定を受けたものであること。 素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 窒素酸 化物の排出量が細目告示第四十一 条第 一項第三号の かつ、 表のイ 低排出 \mathcal{O}

二同

8 めるものは、細目告示第四十 除く。)の基準とする。 に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定 法第九十条の十二第一項第四号イ(1)に規定する平成三十年十月一日以 一条第一項第三号 (粒子状物質に係る部分を

10 9 同同

上上

同 上

イ 平成三十年揮発油軽中量車基準(法第九十条の十二第一項第四号イ かつ、 1 (1)に規定する平成三十年揮発油軽中量車基準をいう。 十一条第一 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、-一条第一項第三号の表の口からニまでに掲げる自動車の種別に応じ て同じ。 低排出ガス車認定を受けたものであること。)に適合する自動 車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四 以下この条にお

同上

同

上

12 11 同 同 上上

降

する自動車とする。下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当

..。 | 次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するこ

A1° を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであるこる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の②から④までに掲げて 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排

口 省 略

二省略

する自動車とする。下の貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当下の貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当法第九十条の十二第一項第四号ニに規定する車両総重量が三・五トン以

と。 次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するこ

AI。 を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであるこを超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであるこる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の②から④までに掲げ、 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排

口省略

二省略

定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。 法第九十条の十二第一項第五号に規定する石油ガス自動車で財務省令で

出ガス車認定を受けたものであること。 窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の①の

一 省 略

16 省 略

めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号イ及び口の基準とする。に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定17 法第九十条の十二第一項第六号イ⑴に規定する平成三十年十月一日以降

一 同 上

超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口からニまでに掲げるイ 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排

同上

二 同 上

13

同

上

一同上

超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口からニまでに掲げるイ 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排

二同日上

14

同

ガス車認定を受けたものであること。 素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの

出

二同上

17 15·16 同 L

めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。 に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で財務省令で定1 法第九十条の十二第一項第六号イ(1)に規定する平成三十年十月一日以降

24 18 5 法 23

する自動車とする。下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当、法第九十条の十二第二項第一号イに規定する車両総重量が三・五トン以

」。 | 次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するこ

と。
を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであるこを超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであるこる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の②から④までに掲げ出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の②から④までに掲げ

口省略

一省略

する自動車とする。 下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当法第九十条の十二第二項第一号ロに規定する車両総重量が三・五トン以

い。 次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するこ

口省略

一省略

する自動車とする。 下の貨物自動車で財務省令で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当26 法第九十条の十二第二項第一号ハに規定する車両総重量が三・五トン以

一 次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するこ

る自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の②から④までに掲げイ 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排

24 18 5 同 23 上 同

上

一 同 上

超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口から二までに掲げる平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排

一 同 同 上 上 上 上

25 同

同

上

超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口から二までに掲げるイ 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排

口同上

26 同 上

同

上

一同上

自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の口からニまでに掲げるイ 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排

と。 を超えない自動車で、 カン ~つ、 低排出ガス車認定を受けたものであるこ

省

省

27 掲げる要件に該当する自動車とする。 超え三・五トン以下の貨物自動車で財務省令で定めるものは、 法第九十条の十二第二項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを 次の各号に

次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するこ

出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄 を受けたものであること。 に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動 かつ、 車 低排出ガス車認定 窒素酸化物の排

口 省

省

28 \$ 32 省

めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。 法第九十条の十二第三項第一号イに規定する乗用自動車で財務省令で定

工素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低電空素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の① ガス車認定を受けたものであること。 排 \mathcal{O}

する自動車とする。 下の乗合自動車で財務省令で定めるものは、 法第九十条の十二第三項第一号ロに規定する車両総重量が三・五トン以 次の各号に掲げる要件に該当

次に掲げる自動 (車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するこ

を超えない自動車で、 る自動車の種別に応じ、 出 量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の②から⑷までに掲げ 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三 低排出ガス車認定を受けたものであるこ 動 車 窒素酸化 物の排

省 略

> 超えない自動車で、 カン つ、 低排出ガス車認定を受けたものであること。

同 上

同 上

上

27 同

同 上

受けたものであること。 掲げる値の四分の三を超えない自動車で、 出 .量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車 かつ、 低排出ガス車認定を 窒素酸化物の 排

同 上

同 上

33 28 「 同 32 上 同 上

ガス車認定を受けたものであること。 素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十 一条第 一項第三号の表のイ かつ、 低排

 \mathcal{O} 出

同 上

34

同

上

同 上

イ 出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロからニまでに掲げる 超 自動車の種別に応じ、 えない自動車で、 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を 低排出ガス車認定を受けたものであること。 動車 窒素酸化物の

口 同 上

する自動車とする。 下の貨物自動車で財務省令で定めるものは、 法第九十条の十二第三項第一号ハに規定する車両総重量が三・五トン以 次の各号に掲げる要件に該当

次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するこ

を超えない自動車で、 出 る自動車の種別に応じ、 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動 量が細目告示第四十 かつ、 条第 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一 低排出ガス車認定を受けたものであるこ 項第三号イの表の2から4までに掲げ 車 窒素酸化物の

口 省

36 掲げる要件に該当する自動車とする。 超え三・五トン以下の貨物自動車で財務省令で定めるものは、 法第九十条の十二第三項第一号ニに規定する車両総重量が二・五トンを 次の各号に

次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するこ

出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の③の窒素酸化物の欄平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排 を受けたものであること。 に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、 かつ、 低排出ガス車認定

定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。 法第九十条の十二第三項第二号に規定する石油ガス自動車で財務省令で

ガス車認定を受けたものであること。 素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の かつ、 低排

42 38 5 法 41 めるものは、 法第九十条の十二第四項第一号イに規定する乗用自動車で財務省令で定 次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

> 35 同 同 上 上

同 上

超えない自動車で、 自 出 「動車の種別に応じ、 .量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロからニまでに掲げる 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車 カゝ つ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を 低排出ガス車認定を受けたものであること。 窒素酸化物の

同 同 上 上

36 同 上

同 上

受けたものであること。 出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に 掲げる値の四分の三を超えない自動車で、 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車 かつ、 低排出ガス車認定を 窒素酸化 物 \mathcal{O}

同 上

37 同 同 上

ガス車認定を受けたものであること。 素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの かつ、 低排 出

同

42 38 「 同 41 上 同 上

窒 素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 ガス車認定を受けたものであること。 素酸化物の排出量が細目告示第四十 · 一条第 項第三号イ かつ、 -の表の 低 (1) 排 \mathcal{O}

する自動車とする。 下の貨物自動車で財務省令で定めるものは、 法第九十条の十二第四項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以 次の各号に掲げる要件に該当

次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定める要件に該当するこ

出 を超えない自動車で、 る自動車の種別に応じ、 量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の②から⑷までに掲げ 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動 かつ、 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一 低排出ガス車認定を受けたものであるこ 車 窒素酸化 上物の排

口 省

省 略

定めるものは、 法第九十条の十二第四項第二号に規定する石油ガス自動車で財務省令で 次の各号に掲げる要件に該当する自動車とする。

窒 出 素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十 一条第一 項第三号イの表の(1) 低排 \mathcal{O}

ガス車認定を受けたものであること。

省

省 略

附

則

45

この 省令は、 公布の 日 から 施行する。

> ガス車認定を受けたものであること。 素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 窒素酸 化物の排出量が細目告示第四十 条第 1動車で、かつ、低排出項第三号の表のイの窒

同 上

43

同

上

同 上

出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロからニまでに掲げる 超えない自動車で、 自 動車の種別に応じ、 平成三十年揮発油軽中量車基準に適合する自動車 かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。 同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を 窒素酸化物の

同 上

44 同 同 上 上

ガス車認定を受けたものであること。 素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、 室素酸化物の排出量が細目告示第四十 一条第 一項第三号の表のイ かつ、 低排出 \mathcal{O}

同 上

45 同 上